

2025. 8. 25

自治体から、自治体議員から 国保の減額免除を まず均等割り免除からも目指そう！

山田 厚

前回の国保のズーム学習会につづき、今回は私たちの考え方と取り組み方についてレポートしました。

税や国民健康保険などの保険料の生活対策として、自治体独自で行える**各種減額免除制度**の活用を広げ、その一方で滞納者に対する**様々なペナルティ制度**を抑制・是正すべきです。今回は国保に絞って考えてみます。

軽減だけでなく独自減免制度の実施を

国の制度で国保には保険料の**7割・5割・2割の軽減制度**があります。

これは、取りたくても「取れない」・・・だいたい100万円以下の所得者を対象としています。国保ではこの低所得の被保険者が多く、53%（どこの自治体も50%～60%）の加入者に当たります。甲府市では54%です。

この場合

- ・ボーダーラインの所得100万円以上～200万円の世帯は「払いたくても払えない」ために収納率が低くなります。
- ・国保は協会けんぽと異なり人頭割であり、世帯人数が増えると保険料負担増となり収納率が低くなります。

↓

そのため、少なくない市町村国保では条例で

- ・独自減免としてボーダーライン所得世帯に2割の独自減免制度を導入しています。
- ・子育て家庭への支援として子どもの均等割りを抑えたり、免除などもしています。

2022年度の段階で既に108市町村国保が子ども均等割りの独自減免を行っています。



その自治体国保の根拠・理由は、

- ・特に子育て支援は導入しやすく、自治体内の市民からも評価を得やすいことです。
- ・自治体では全国知事会・全国市長会・全国町村会も地方六団体も全て子ども均等割の軽減を国に要望・提言しています。
- ・国は保険者努力支援制度として収納率を特に問題にして交付金の格差をつけていますから、滞納のままにして交付金を下げるより、さっさと減免とする方が財政上有利だからです。

私たちの見解としては

●生活苦を支える**生存権（憲法）**であり「**住民福祉の増進**」（**自治法**）という自治体の基本

●**OECD基準の貧困率**をみると、日本では国民生活基礎調査から

可処分所得 中央値が254万円

貧困線が127万円（所得にすると160万円）

ここに一人世帯で保険料（税も）をかけるべきではない！——の根拠になります。

●一人親家庭の実態はきびしく、特に**母子世帯**では半数が非正規であり年収も150万円という。低所得者が多く**高齢者60歳以上**が国保加入の半数の改善・是正が必要です。

●**国からの国保への収入額・収入割合が減らされている**（『国民健康保険必携』より）

1975年度（昭和50年度）**58.5%**→2017年度（平成29年度）**21.1%**

・**保険料は引き上げられている**

1995年度（平成7年度）**7万620円**→2017年度（平成29年度）**9万5239円**

※この最近のデータは『国民健康保険必携』からはみつかりません。「隠ぺい」です。

- ・ **賦課限度額**（保険料上限額）も引き上げつづけられています。

2010年度は**73万円**→2025年度**109万円**

- ・ しかも国保など保険料は**累進制が弱い**ために、賦課限度額が4人世帯では800万円ぐらいから2025年度は109万円の保険料負担となります。
 - ・・・しかも5000万円でも、1億円の所得があっても109万円のみ・・・。
- ・ 職員の**人的配置**が必要。訪問催告の有効性（面接は安否の確認と減免指導に）
- ・ 国保の差し押さえ 預貯金以外の物では換金が些少であり・・・とれない！

滞納者に預貯金がなければ執行停止し不納欠損処理はやめることです。ダラダラと滞納をつづけない。その方が収納率もあがり、労力もかかりません。

●資格証世帯（今は**特別療養費**）とのペナルティを受けると、医療窓口100%支払いのため、病気になってもほとんど受診できずに亡くなっています。

↓

私たちの要求と行動

- ・ **ボーダーラインの調査**を行い、「ないところから取れないでしょ！」「取るな！」の考えです。担当課長といえども短い異動の関係で法も「改正」がつづき専門的知識が足りなくなっています。こちらから調査して初めて気がつくことが少なくないのです。
- ・ **均等割りの不当性**（協会けんぽには均等割りはない）の見解をひろげましょう。
そして、まず子育て家庭の援助として、独自の減額免除制度を拡げていくことです。

➡今回の請願書の活用も

- ・ この場合、全国知事会の提言もあることから、**県の財政負担**も市町村国保として要請します。
- ・ それをボーダーライン層や高齢者世帯にまでひろげていきましょう。
- ・ 熱中症・豪雨災害、農業収入減などは個々というよりその地域該当世帯を面として減免を考慮しておきましょう。

- ・生存権の問題として特別療養費（これまでの資格証）を抑制し、発行させず、減免制度の活用

- ・**滞納者ペナルティ**は特別療養費だけでなく税などとも連動して様々に拵げられています。それを点検して市民の権利をはく奪する不当性を明らかにして是正すること。

※自治体に国保だけでなく減免制度の保険料や税の**各種減額免除一覧表**と滞納者への**各種ペナルティ制度の一覧表**を要請して、作成してもらい、広げましょう！

●**ホームページに、減免制度を細かく記載しておき、生活総合相談として一本化します。**

- ・担当職員の学習のためにも、減免制度の要件 減免申請の相談など細かくし記載させておく

- ・何十年も前の減免要件は是正させること。例えば「65歳以上の人」「非自発的退職」などの言葉があるなら是正させることを求めるべきです。

- ・現在は激しい生活苦と雇用不安の失業期だけに、滞納する場合には国保だけでなく各種保険料や税・上下水道料金とも連動して滞納するのが普通です。そのため保険料・使用料各種と税の相談窓口を一体化させ、ホームページも相談員も総合的に一本化し、専門家を育てることを要請すべきです。

●2008年～2009年時のリーマンショック時では生活相談を一本化していた自治体もあります！！ 現在もあるはずですが。現在はリーマンショック時を上回る倒産・リストラ失業。生活苦の事態ですから当然、ペナルティの是正、減免制度の充実、生活窓口の一本化です。

まずは、次の請願書を9月議会または12月議会で準備しましょう！

請 願 者
住 所
電 話
紹介議員

国民健康保険における子どもの均等割り免除を求める請願

請願趣旨

誰もが安心して子育てできる環境の実施が求められています。国民健康保険の充実についてもそうです。全国知事会では2025年8月に「国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象の18歳までの引き上げ及び軽減割合の拡充を図ること」を提言しました。全国市長会議も6月に「子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度について、対象年齢や軽減割合を拡大するとともに、その財源については、国において措置すること」を重点提言としています。同じく、全国町村会も「子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること」を2026年度の要望としています。

国保の均等割は年齢や所得と関係なく、世帯の人数で負担増となり、子育て家庭の負担が大きいものです。国も2022年度から国負担1／2で均等割の5割軽減制度を導入しています。この法定軽減に加えて市町村国保では保険料の独自減免（未就学児均等割10割減免、18歳までの5割～10割減免など）を実施している市町村国保も多く、2022年時点で118もあります。

子育て世帯の負担軽減のためにも、子どもの範囲を限定せず18歳未満までの均等割保険料を免除することを、財源も含めて国の制度としていただくことを求めます。

つきましては、地方自治法第99条の規定により意見書の提出を請願いたします。

請願項目

1. 子育て世帯の負担軽減にむけて、国民健康保険の18歳未満の子どもの均等割保険料を国の制度として免除すること。
2. 国の責任と財政において必要な措置を講じ、早期に国民健康保険の子育て世帯の負担軽減を実現すること。

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣